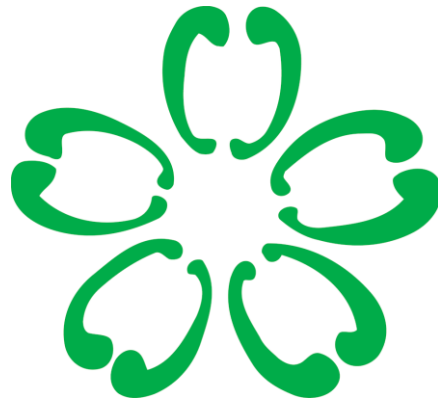


# 佐倉市いじめ防止基本方針



令和 8年 4月 改訂版

佐 倉 市

## はじめに

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものです。（いじめ防止対策推進法〔平成25年法律第71号。以下「法」という。〕第1条から）よって、いじめの問題への対応は学校の最重要課題であり、教職員が個々に抱える問題ではなく、学校全体で組織的に対応することが必要な問題として認識する必要があります。

また、いじめを防止するためには、市、教育委員会、学校、地域、家庭が一体となって課題意識を共有するとともに、自己の役割を認識し、「いじめを許さない」風土づくりを進めていかなければなりません。

そこで、佐倉市では、法第2条・第12条の規定及び国のいじめの防止等のための基本方針（以下「国の基本方針」という。）に基づき、「佐倉市いじめ防止基本方針」（以下「佐倉市基本方針」という。）を策定します。この「佐倉市基本方針」の対象となる「学校」とは、佐倉市立小学校23校及び同中学校11校、「児童生徒」とは、佐倉市立34小中学校に在籍する児童生徒とします。（以下「学校」、「子ども」という。）

この法律ができた背景には、全国で起きたいじめ等による重大な人権及び生命に関する事案が発生し、大きな社会問題として取り上げられたことがあげられます。国民のさらなる人権意識の高まりが求められています。

「いじめは、どの子どもにも、どの学校でも、起こりうる」との認識から、子どもを取り巻く大人一人一人が、いじめに対しての理解を深めるとともに、「いじめは絶対に見逃さない」といった認識を持つことが大切です。

また、いじめ問題を社会全体の問題としてとらえ、それぞれの役割と責任を自覚し、課題意識を持っていじめに対峙することも重要だと考えます。

いじめは、全ての子どもに関わる問題であり、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。）のための対策は、全ての子どもが安心して学校及び社会生活を送り、様々な体験的な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、安心・安全が確保された環境の中で、生活できることを旨として行われなければなりません。

さらに、子どもにはいじめを生まない土壌づくりとして、道徳教育のさらなる充実が求められます。子どもたち一人一人が、伝統として受け継がれてきた道徳的価値に気づき、日常生活の中で自己の信念に基づいて行動できるよう、道徳の時間を核として、学校教育活動全体で真摯に取り組む体制づくりが必要です。そして、日常的な指導と体験的な学習等により、子ども一人一人が、「いじめを許さない」態度と「いじめを見逃さない」勇気を発揮することができるよう、教職員をはじめとした周囲の大人が指導と支援をしていく必要があります。そのためには、校長の強いリーダーシップの下、学校の教職員が一体となっていじめ根絶に取り組む姿勢を家庭や地域に発信していかなければなりません。

佐倉市では、法を遵守し、佐倉市基本方針に則って、市、教育委員会、学校、地域、家庭が一体となって、「いじめのない学校づくり・社会づくり」が実現できるよう、いじめ根絶に向けて邁進します。

# 目 次

第1章 いじめの防止等のための対策の基本的な考え方	- 1 -
1 いじめの定義	- 1 -
2 いじめの防止等に対する基本理念	- 1 -
3 いじめの態様	- 2 -
4 いじめの視点	- 2 -
5 佐倉市基本方針策定の目的	- 3 -
6 いじめの防止等に向けた方針	- 3 -
第2章 いじめの防止等のために佐倉市が実施する施策	- 6 -
1 佐倉市基本方針の策定	- 6 -
2 いじめの防止等のための市長の取組	- 6 -
3 いじめの防止等のための教育委員会の取組	- 6 -
4 佐倉市いじめ問題対策連絡協議会の設置	- 7 -
5 佐倉市いじめ対策調査会の設置	- 8 -
6 佐倉市基本方針の内容の点検と見直し	- 8 -
第3章 いじめの防止等のために学校が実施する施策	- 9 -
1 学校いじめ防止基本方針の策定	- 9 -
2 学校いじめ防止対策の組織	- 9 -
3 学校におけるいじめの防止等に関する措置	- 9 -
第4章 重大事態への対処	- 13 -
1 重大事態の定義	- 13 -
2 教育委員会及び学校による対処	- 13 -
3 調査結果の報告を受けた市長による対処	- 14 -

# 第1章 いじめの防止等のための対策の基本的な考え方

## 1 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

法第2条より

## 2 いじめの防止等に対する基本理念

いじめは、全てのこどもに関わる問題です。

いじめの防止等のための対策は、全てのこどもが安心して学校生活を送り、様々な体験的な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめのない環境整備に取り組んでいかなければなりません。また、全てのこどもが「いじめは絶対に許さない」態度を身につけ、「いじめをしない」「いじめを放置しない」「いじめを見逃さない」勇気を持つなど、一人一人の道徳性と人権意識を高めていくことが必要です。

いじめの防止等のための対策の第一は、いじめの行為が、いじめられたこどもの心身に重大な影響を及ぼす許されない行為であることについて、こども一人一人が十分に理解できるようにすることを本旨としなければなりません。加えて、いじめを受けたこどもの生命・心身の安全を守ることが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域、家庭、その他の関係者の不断の努力の下、いじめ問題を克服することを目指して行われなければなりません。

そこで、以下の基本的な考え方に立ち、市、教育委員会、学校、地域、家庭、その他の関係者が緊密に連携し、いじめの防止等のための対策を講じるものとします。

- (1) いじめはどの集団にも、どの学校にも、どのこどもにも起こる可能性のある最も身近で重大な人権問題です。
- (2) いじめを防止するには、学校を核として広く社会全体で取り組む必要があります。
- (3) 全てのこどもが「いじめは、絶対に許されない行為」であると正しく認識し、いじめを許さないこども社会の環境づくりへの指導・支援が必要です。
- (4) 自分がいじめを受けた場合やいじめを見つけた場合に「どのように対処したらよいかを理解し、行動できる勇気を身に付ける」ことが必要です。
- (5) いじめのないこども社会を実現するために、市、教育委員会、学校、地域、家庭がそれぞれの役割を自覚し、緊密な連携を取りながら、協力して行動する必要があります。

### 3 いじめの態様

具体的ないじめの態様としては、以下のようなものがあります。

- ・無視や仲間外れのような、心理的なもの。
- ・暴力（強く殴る、蹴る行為はもちろん、ふざけるふりをして軽く叩いたり、こづいたりする行為を含みます。）
- ・悪口（からかい、冷やかし、脅しなど「いやだ」と感じることを言われるもの。）
- ・強要（危険なことや、恥ずかしいことなどを、無理に強いられるもの。）
- ・金品の要求等（お金や物品を奪われる。あるいは隠される。壊されるなどの行為。）
- ・インターネット等を利用したいじめ。（メールやSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）などを使い、悪口を書かれたり、画像や個人情報を本人の許可なく無断で掲載されたりするもの。）

なお、いじめは「暴力を伴ういじめ」と「暴力を伴わないいじめ」に分けて考えることが、いじめの解決には有効です。

「暴力を伴ういじめ」は「発見されやすい」ものが多く、学校が把握していながら対応が遅れたり、毅然とした対応がなされなかつたり、適切な対策が採れなかつたりすることで問題が長期化することがあります。

「暴力を伴わないいじめ」は「発見されにくい」ため見過ごされやすくなることがあります。また、人間関係上のトラブルにより、重大ないじめに発展する場合があります。見えにくい上に、発見しても、丁寧な分析と適切な指導ができなければ、問題が長期化し深刻な事態を招くことがあります。

### 4 いじめの視点

国の基本方針等に基づき、いじめについて以下の①～④の視点を明確にします。

- ①いじめは、どの子どもにも、どの学校でも、起こりうるものです。
- ②いじめは、子どもが時と場合により、被害者になったり、加害者になったりする経験を持つことが多く見られます。
- ③『暴力を伴わないいじめ』であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、『暴力を伴ういじめ』とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせる可能性があります。
- ④学級や部活動等の所属集団の構造上の問題（例えば無秩序や閉塞性）、いわゆる『観衆』として、はやし立てたり面白がったりする存在や、『傍観者』的な存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気が形成されるようにすることが重要です。

## 5 佐倉市基本方針策定の目的

佐倉市基本方針は、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に進めるために定めるものです。市、教育委員会、学校、地域、家庭などを含めた社会全体がそれぞれの役割を自覚し、こどもの健全育成を図るため、いじめのない社会の実現を目指すことを目的とします。

## 6 いじめの防止等に向けた方針

こどものいじめの防止等に向けて、市、教育委員会、学校、地域、家庭がそれぞれの役割を自覚して取り組み、いじめのない環境づくりに努めます。また、いじめを見つけたり、気にかかるこどもがいる場合は、早急にその場で注意及び指導を行ったり、関係機関に互いが連絡を取り合ったりするなどの対応が必要です。

### 【市長・教育委員会の役割】

- (1) いじめの防止等に関する基本的な方針を定め、これに基づき、いじめの防止及び解決を図るための必要な施策について、関係部局が連携して総合的に策定し実施します。
- (2) いじめの予防及び早期発見、定義に照らした積極的な認知、その他のいじめの防止、いじめを受けたこどもに対する適切な支援、いじめを行ったこども等に対する適切な指導と支援を行うため、教育委員会が中心となり、学校及び家庭、地域、こどもに係る相談業務や施設などを有する関係部局が連携して、いじめに関する通報・相談体制の充実、関係機関等との連携の強化、その他必要な体制の整備に努めます。
- (3) 学校におけるいじめの実態の把握に努めるとともに、いじめに関する通報・相談を受けたときは、迅速かつ適切にいじめを防止するための必要な措置を講じ、関係部局及び学校が連携していじめの防止等にあたります。
- (4) こどもが安心して生活できるよう、いじめの防止等に向けて必要な啓発活動及び見守り活動などについて、教育委員会と関係部局が連携して推進します。

### 【学校の役割】

- (1) 学校は、教育活動全体をとおして、だれもが安心して生活できる学校体制を整えます。
- (2) いじめは、どの学校にも、どの学級にも、どのこどもにも起こりうることを強く意識し、学校は、いじめを未然に防ぐ体制を整え、いじめが発生した場合は、速やかに解決できるよう保護者、地域や関係機関と連携し、情報を共有しながら指導にあたります。
- (3) 学校は、「いじめを絶対に許さないこと」、「いじめられているこどもを最後まで

守り抜くこと」をこどもや保護者に表明し、いじめの実態把握に努めるとともに、校長、副校長、教頭などのリーダーシップの下、学校組織全体で問題解決に取り組みます。

- (4) 学校は、生徒指導及び道徳教育を教育活動全体をとおして取り組む体制を整え、教職員、こども一人一人が共通の価値を共有して教育活動を推進します。
- (5) 学校は、こどもが主体となっていじめのないこども社会を形成するという意識を育むため、こどもが発達段階に応じていじめを防止する取組が実践できるよう指導・支援を行います。
- (6) 学校は、こどもや保護者に相談窓口を明示し、いつでも、どの教職員にでも通報・相談できる体制を整えます。
- (7) 学校は、毎週、いじめの実態を把握する「生徒指導部会議」を開催したり、こどもに対して定期的なアンケートや個別の面談を実施したりするなど、学校組織をあげてこども一人一人の状況の把握と適切な指導と支援に努めます。

### **【地域・関係機関の役割】**

- (1) 地域住民は、学校と連携して、佐倉市のこどもが安心して過ごすことができる環境づくりに努める必要があります。
- (2) 地域住民は、こどもの成長、生活、言動などに関心を持ち、いじめの兆候などが感じられたときは、関係する保護者、学校、関係機関などに積極的に情報を提供し、連携していじめの防止等に努める必要があります。
- (3) 地域住民は、地域行事などでこどもが主体性をもって参加できるよう配慮し、こどもが社会の一員であるという自覚を促すことが重要です。
- (4) こどもの健全育成に関わる諸機関は、その役割を認識し、こどもが健やかに成長することを願い、相互に連携していじめの根絶に努める必要があります。

### **【家庭の役割】**

- (1) 保護者は、どのこどもも、いじめの加害者にも被害者にもなりうることを認識し、こどもが、決していじめに加担することがないように日常的な状況把握と指導に努める必要があります。
- (2) 保護者は、日頃からこどもに、「いじめを受けたり、見たりした場合は、速やかに親や近くの大人、学校の先生に相談するよう」働きかけを行う必要があります。
- (3) 保護者は、こどものいじめを防止するために、学校や地域の人々など、こどもを見守っている大人との情報交換に努め、こどものいじめ根絶を目指して、互いに補いながら 協働して取り組む必要があります。
- (4) 保護者は、こどものいじめを認知した場合は、速やかに学校、関係機関などに通報

または相談を行う必要があります。

### **【こどもの役割】**

- (1) こどもは、自己の成長を信じ、何事にも精一杯取り組む態度と、他者に対しては思いやりの心を持ち、自らが主体的に「いじめを許さない」環境づくりに貢献します。
- (2) こどもは、周囲にいじめがあると思われるときは、当事者に声をかけることや、周囲の大人（保護者、地域の人、教師など）に積極的に相談することに努めます。
- (3) こどもは、自己の道徳性を高める努力を怠らず、「自律心」と「他者への思いやり」「勇気」などの豊かな心を育てていくことに努めます。

## 第2章 いじめの防止等のために佐倉市が実施する施策

### 1 佐倉市基本方針の策定

法に基づき、本市におけるいじめの防止等ための対策を総合的かつ効果的に推進するために、佐倉市基本方針を定めるものとします。

### 2 いじめの防止等のための市長の取組

- (1) 市長は、いじめに関する相談に関して、こどもに係る相談業務や施設等を有する関係部局と教育委員会との情報共有を密にし、連携体制を強化します。
- (2) 市長は、人権意識の普及啓発について、関係部局と教育委員会、学校が連携を密にし、いじめの防止等の意識の高揚や見守り活動等の推進を図ります。
- (3) 市長は、いじめに係る重大事案等に対して、関係部局と教育委員会が連携を密に行い、必要に応じた対処について検討・調整等を行います。

### 3 いじめの防止等のための教育委員会の取組

- (1) 「生徒指導」「道徳教育」を柱とした学校支援
  - ①教育委員会は、学校訪問などをおして、各学校の生徒指導体制及び道徳教育指導体制が、学校全体の取組として整えられているか確認し、指導します。
  - ②教育委員会は、指導主事などを学校へ派遣し、学校からの報告・要請に速やかに対応し、学校と緊密な連携の中でいじめの防止等に努めます。
  - ③教育委員会は、各学校の生徒指導及び道徳教育等の会議及び研修会に積極的に参加し、具体的な方策などの指導・支援を行います。
  - ④教育委員会は、年に1回、「佐倉市いじめ防止こどもサミット」を開催し、こどもによる各学校の取組を紹介し、いじめの防止等のための啓発を図ります。
  - ⑤教育委員会は、生徒指導提要等を活用し、学校が共通理解の下、連携して生徒指導体制を整えるよう支援します。
  - ⑥教育委員会は、佐倉市校長会、佐倉市教頭会、佐倉市生徒指導部会と連携して研修を行うとともに、定期的に情報交換会を開き、問題行動等の適切な対応等について協議します。
  - ⑦教育委員会は、佐倉学道徳副読本を活用し、佐倉市の先人の生き方に迫る授業などをおして、こどもの意欲を高め、「信念」「正義」「勇氣」「仁」などの価値について考えさせます。
- (2) 相談体制の整備
  - ①教育委員会は、各学校にこども及び保護者がいじめに関する相談を行うことができ

る体制を整えます。

②教育委員会は、電話相談、教育相談、スクールカウンセラーの対応状況を確認し、学校以外の機関においてもタイムリーに相談できる体制を整えます。

③教育委員会は、学校などが、いじめに関する通報・相談を受けた場合には、即時に状況を把握し、状況などに応じて速やかに指導主事などを学校に派遣して支援体制を整えるとともに、こどもの安全確保に最優先に努めます。

### (3) 定期的な調査・研修

①教育委員会は、いじめ月例調査を実施し、こどものいじめ実態を毎月把握します。

②教育委員会は、調査結果や各学校からあがってきた情報などに基づき、教育委員会と学校の情報共有を密に行います。

③教育委員会は、生徒指導担当者会議を開催し、学校間の情報交換及び研修会を実施します。

④教育委員会は、長欠担当者会議を開催し、こどもの不登校などの長期欠席状況を把握し、こどもの欠席の背景などを分析します。

⑤教育委員会は、佐倉市校長会の生徒指導部と連携し、常に情報の共有化に努めます。

### (4) インターネットを通じて行われるいじめへの対策

①教育委員会は、全教職員、保護者への情報モラル教育に関する啓発活動を行い、関係者のいじめ対策への意識を高めます。

②教育委員会は、関係機関との連携による研修会等を実施し、教職員、こどもの危機意識を高めます。

### (5) 関係機関との連携

①教育委員会は、必要に応じて警察、児童相談所、医療機関、スクールカウンセラーなどとの連携に努め、早急な対応と早期解決に努めます。

②教育委員会は、関係機関がいじめ問題に関する情報を共有し、常に危機意識を持っていじめの防止等に取り組むよう調整に努めます。

## 4 佐倉市いじめ問題対策連絡協議会の設置

(1) いじめの防止等を関係機関及び関係団体と連携して推進するため、法第14条第1項を踏まえ、「佐倉市いじめ問題対策連絡協議会」（以下「連絡協議会」という。）を設置します。

(2) 連絡協議会の構成員は、学校、教育委員会、児童相談所、千葉地方法務局、千葉県警察その他の関係者により構成し、教育委員会が委嘱します。

(3) 連絡協議会は、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携の推進に関し必要な事項を協議するとともに、当該機関及び団体相互の連絡調整を図るものとしします。

## 5 佐倉市いじめ対策調査会の設置

- (1) いじめの防止等のための対策を実効的に行うため、法第14条第3項を踏まえ、教育委員会に附属機関として「佐倉市いじめ対策調査会」（以下「調査会」という。）を設置します。
- (2) 調査会の構成員は、専門的な知識及び経験を有する第三者とし、公平性・中立性が確保されるよう努めます。また、構成員は、いじめの状況などに応じて、弁護士、医師、学識経験者、心理や福祉の専門職など、専門的な知識及び経験を有する者で構成します。
- (3) 調査会の役割は、次に掲げる事項とします。
  - ①いじめの防止等に関する調査研究を行います。
  - ②市が実施するいじめの防止等のための対策に関して審議します。
  - ③法に規定する重大事態が学校で発生した際、事実関係などについての調査・審議・指導を行います。

（自殺の背景調査における留意事項）

「児童生徒の自殺が起きたときの背景調査の指針」（令和7年12月改訂 文部科学省）を参考とします。

## 6 佐倉市基本方針の内容の点検と見直し

教育委員会は、佐倉市基本方針の取組状況について毎年点検を行い、調査会での意見交換を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

## 第3章 いじめの防止等のために学校が実施する施策

### 1 学校いじめ防止基本方針の策定

各学校は、自校におけるいじめの防止等の取組についての基本的な方針、取組の内容などを「学校いじめ防止基本方針」（以下「学校基本方針」という。）として定めています。

策定した学校基本方針については、学校評議員及びPTAに周知し、学校のホームページなどで公開しています。また、年度ごとに見直しを行い、保護者、地域への周知に努めます。

### 2 学校いじめ防止対策の組織

学校基本方針に基づき、学校は、いじめの防止等のための対策のため中核となる組織（①いじめ対策会議 ②生徒指導部会議 ③いじめに関わる情報があったときの緊急会議）を置きます。①いじめ対策会議は年3回、②生徒指導部会議は毎週1回開催し、日常的なこどものいじめに関する実態を把握し情報を共有化します。③いじめに関わる情報があったときの緊急会議は、重大な案件が生じた際に、適宜行うこととします。

### 3 学校におけるいじめの防止等に関する措置

(1) いじめを起こさせないための未然防止に努めます。

①学校は、それぞれの授業において、生徒指導の機能を生かしたわかる授業、体験的な授業、一人一人に応じたきめ細かな授業を展開します。

- ・授業では、こどもに自己決定の場を与えます。
- ・授業では、こどもに自己存在感を与えます。
- ・授業では、こども同士の共感的な人間関係を育成します。
- ・授業では、安全安心な風土を醸成します。

②学校では、道徳教育及び体験的な学習を充実させ、思いやりや生命、人権を大切にする指導の充実を努めるとともに、達成感や感動、人間関係を深める学習を推進します。

③学校では、相談体制の整備及びアンケートの実施により、こどもの悩みや変化に早く気づき、きめ細かな指導ができる体制を整えます。

- ・定期的な教育相談を実施します。（年3回程度）
- ・定期的な「いじめアンケート調査」を実施します。（年3回程度）
- ・常設の「相談箱」を設置するなど、こどもがSOSを出しやすい環境づくりに努めます。
- ・スクールカウンセラーや心の教育相談員、相談担当職員をこどもや保護者に

周知します。

④学校では、児童会・生徒会を中心とした、いじめの防止等について子どもとともに活動し、「いじめを絶対に許さない」主旨の自治的な取組を行います。

- ・具体的な取組方策を検討して実施します。
- ・各学校間の情報共有の機会を設けます。
- ・「こども人権集会～テーマ～（仮）」（全校）を開催します。

⑤インターネットを通じて行われるいじめに対する対策を行います。

- ・保護者と連携した指導を行います。
- ・外部講師を招いての情報モラル教室を開催します。
- ・警察と連携した指導を行います。

⑥保護者へいじめに関する対応方針を周知し、協力と情報提供の依頼を行います。

- ・学校基本方針の説明を行います。
- ・保護者懇談会、学年集会などで啓発を行います。

(2) いじめを発見したときは、速やかに対応します。

①いじめの情報への敏感な反応及び迅速な対応に努めます。

- ・日頃から、こどもの行動を注意深く見守ります。
- ・子どもや保護者からの情報を大切にします。
- ・教職員で情報を共有します。

②正確な事実の確認を行います。

- ・いじめの情報を確認したら、学校いじめ防止対策の組織を中心に、複数の職員で組織的に対応します。
- ・当事者、関わりのある子ども、全ての教職員から情報提供を得て、事実関係を把握します。
- ・具体的な情報を、詳しく整理して記録（時系列、子ども別など）します。
- ・確認したことをもとに、事実を確定します。

③指導方針を決定します。

- ・いじめの状況、こどもの状況と関係、家庭の状況などを考慮し、「いじめ対策会議」「生徒指導部会議」で指導方針を迅速に検討します。
- ・教職員が情報を共有し、今後の指導の進め方について共通の認識をもって指導にあたります。

④いじめを受けた子ども、保護者への支援を行います。

- ・事実確認で把握した状況を、丁寧に説明します。
- ・学校の指導方針を説明し協力を依頼します。
- ・状況に応じて、カウンセラーなど、専門性を活用して指導にあたります。
- ・いかなる理由があっても、いじめられた子どもを守り通す姿勢で問題の解決にあたります。

- ・「いじめを絶対に許さない」「解決まで最善を尽くす」という姿勢をはっきり示し、できる限り不安を取り除きます。
- ・複数の教職員の協力の下、当該のこどもの見守りを行うなど、いじめられたこどもの安全を確保します。
- ・いじめられたこどもにとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人など）と連携し、いじめられたこどもに寄り添い支える体制をつくります。
- ・必要に応じていじめたこどもを別室において指導することも考慮します。
- ・いつでも相談できる体制を作ります。

⑤いじめを行ったこどもへの指導を行います。

- ・行った行為を振り返らせ、個別指導を丁寧に行いながら、いじめの問題点を指摘し、理解させます。
- ・いじめは人格を傷つけ、生命、身体を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任について自覚を促します。
- ・こども同士、保護者間で謝罪の場を持ち、相互に気持ちを伝え、理解し、今後の良い人間関係の構築につながる支援をします。
- ・いじめの状況によっては、教育的配慮の下、特別の指導計画による指導のほか、出席停止や警察との連携による措置も含め、毅然とした対応をします。
- ・いじめを行った背景については、じっくりと話を聞き、今後の行動について考えさせます。
- ・状況に応じて、カウンセラーを活用するなど、専門性を活かした指導にあたります。
- ・いじめには様々な要因があることに鑑み、教育的配慮に十分に留意しながら、いじめたこどもが自ら行為の影響や性質を理解し、健全な人間関係を育むことができるよう成長を促します。
- ・被害を受けたこどもの気持ちを最大限に考慮しながら、指導・支援を進めます。
- ・いじめに至った心情や、グループ内での立場などを振り返らせながら、今後の行動の仕方について考えさせます。

⑥いじめを行ったこどもの保護者への助言を行います。

- ・事実関係の確認後、迅速に保護者に連絡します。
- ・事実に対する保護者の理解や納得を得た上で、学校と保護者が連携して以後の対応を行います。
- ・いじめたこどもが抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該のこどもの安心・安全、健全な人格の発達に配慮します。
- ・自分の課題とすべき点について反省するとともに、よい点にも目を向けさせ、それを認め、伸ばすための支援を行います。

- ・自分の課題に向き合えない場合には、毅然とした態度で接します。
- ・必要に応じて、特別の指導計画による指導のほか、警察との連携も含め、毅然とした対応をすることを伝えます。

⑦表面的な変化から解決したと決めつけず、支援を継続します。

- ・保護者と継続的に連絡を取り合い、変容に対する情報を伝え、継続的に支援します。（被害者、加害者ともに同様の対応を行います。）
- ・被害者となったこどもには、小さな変化を見逃さない配慮を継続します。

⑧いじめが犯罪行為に当たる場合は、毅然とした対応で臨みます。

- ・いじめが犯罪として取り扱われるべきと認められる事案が発生した場合は、直ちに警察に相談・通報します。
- ・児童ポルノ関連のいじめ事案が発生した場合は、拡散しやすい等の性質を有しており、一刻を争う事態も生じることから直ちに警察へ相談します。
- ・こどもの生命・身体の安全が現に脅かされているような重大事案及びこれに発展するおそれが高いと判断した場合は、直ちに警察や児童相談所に通報します。
- ・保護者との連携を図りながら、指導を行っているにもかかわらず、いじめが止まらない場合は、その状況に応じて関係機関に連絡し、連携を深めながら対応します。

## 第4章 重大事態への対処

### 1 重大事態の定義

「重大事態」とは、次に掲げる場合をいいます。

- (1) いじめにより当該学校に在籍するこどもの生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

例えば、①自殺を企図した場合

②身体に重大な傷害を負った場合

③所持する金品などに重大な被害を被った場合

④精神性の疾患を発症した場合 などのケースが想定されます。

- (2) いじめにより当該学校に在籍するこどもが「相当の期間」学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とします。ただし、日数だけでなくこどもの状況など、個々のケースを十分把握する必要があります。

法第28条より

### 2 教育委員会及び学校による対処

重大事態発生時には、佐倉市基本方針及び「いじめの重大事態調査に関するガイドライン」（令和6年8月改訂版 文部科学省）により、適切に対応していきます。

なお、こどもや保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立て（人間関係が原因で心身の異常や変化を訴える申立て等の「いじめ」という言葉を使わない場合を含む）があったときは、その時点で、学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等にあたるものとします。

- (1) 報告

- ①学校は、重大事態が発生した場合には、直ちに教育委員会に報告します。なお、重大事態は「疑い」が生じた段階から対応を開始することに留意する必要があります。
- ②学校から報告を受けた教育委員会は、重大事態の発生を市長に報告します。
- ③教育委員会は、指導主事やスクールカウンセラーなどを当該学校に派遣し、対応などの指導と支援を行います。また、必要に応じて関係機関に緊急支援を要請します。

## (2) 調査

①いじめの事実関係を明確にし、対処にあたるため、教育委員会又は学校が主体となり調査を行います。

なお、調査主体（学校又は教育委員会）は、調査を始める前にいじめにより重大な被害が生じた疑い又はいじめにより不登校を余儀なくされている疑いがあることとその保護者に対し、重大事態調査に関する事前説明を実施します。また、いじめを行った疑いのあることとその保護者及びその他当該重大事態に係ることもとその保護者への説明も行います。

②教育委員会は、その事案の調査主体（学校又は教育委員会）について判断します。

○学校が調査主体となる場合

- ・「学校基本方針」に基づき、いじめに関わる情報があったときの緊急会議のメンバーが主体となって調査を実施します。メンバーに専門的知識及び経験を有する第三者が含まれていない場合には、教育委員会の指導・助言のもと、調査の公平性・中立性を確保するよう努めます。

○教育委員会が主体となる場合

- ・学校の教育活動などに支障が生じるおそれがあるなどの判断を教育委員会が行った場合、「調査会」を招集し、調査にあたります。

③調査は、詳細な事実関係の確認とともに、実効性のある再発防止策の検討等の視点が重要であることに留意して行います。

④必要に応じて、警察や児童相談所などの関係機関との連携を図ります。

## (3) 調査結果の提供及び報告

①学校又は教育委員会は、調査によって明らかになった事実関係について、いじめを受けた子どもやその保護者に対して説明します。これらの情報の提供に当たっては、学校又は教育委員会は、他の子どものプライバシーに配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に行います。

②教育委員会は、調査結果を市長に報告します。

## 3 調査結果の報告を受けた市長による対処

調査結果の報告を受けた市長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、再調査を行うことができます。

なお、再調査を行ったときは、その結果を議会に報告しなければなりません。